

第十三回国会
衆議院

運輸委員會會議錄 第九号

昭和二十七年二月二十二日(金曜日)

午後一時三十五分開議

出席委員

委員長 岡村利右衛門君

理事 黒澤富次郎君 理事 満尾 君亮君

理事 山崎 岩男君

理事 稲田 直道君

理事 尾崎 末吉君

理事 玉置 信一君

理事 中野 武雄君

理事 江崎 一治君

出席政府委員

運輸政務次官 佐々木秀世君

運輸事務官(大臣 官房文書課長) 岡本 悟君

航空庁長官 大庭 哲夫君

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

二月二十日

委員山本猛夫君辭任につき、その補欠として中野武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

委員山口シヅエ君辭任につき、その補欠として松本七郎君が議長の指名で委員に選任された。

二月十八日

阿仁合線を比立内まで延長の請願(石田博英君紹介)(第七八七号)

北條駅に準急列車停車の請願(川端佳夫君紹介)(第七八八号)

長崎駅構内施設の整備拡充に関する請願(本多市郎君紹介)(第七八九号)

敦賀警備救難署を海上保安部に昇格

の請願(奥村又十郎君紹介)(第七九〇号)

佐賀港修築工事促進等に関する請願(長野長廣君紹介)(第七九一号)

猪谷、松本間鉄道敷設の請願(岡村利右衛門君紹介)(第八一四号)

北野、藤田間鉄道敷設の請願(小西英雄君紹介)(第八一五号)

日南線全通促進の請願(田中不破三君紹介)(第八一六号)

民間航空路開設等に関する請願(坂田英一君外三名紹介)(第八四七号)

三重村今福地内に駅設置の請願(大澤嘉平治君紹介)(第八四八号)

石巻、柳津間鉄道敷設の請願(角田幸吉君外一名紹介)(第八四九号)

上山田、川崎間鉄道敷設の請願(淵上房太郎君紹介)(第八六〇号)

余市、余別間及び岩内、古平間鉄道敷設の請願(小川原政信君紹介)(第八六一号)

八代港を重要港灣に指定等の請願(坂田道太郎君紹介)(第八六二号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

富士山頂にケーブル建設反対に関する陳情書(日本自然保護協合理事長田村剛外三十四名)(第五一六号)

長岡市に国立測候所設置に関する陳情書(新潟県知事岡田正平)(第五一七号)

釧路、美幌間鉄道の敷設促進に関する陳情書(釧路市長佐藤宏平外四名)(第五一八号)

異日本民間航空路線及び航空機発着場設定に関する陳情書(小松市議会

議長藤井榮次)(第五一九号)

日本海洋漁業に関する陳情書(日本港運協会会長中島鼎外十三名)(第五二〇号)

列車内に行先と各駅名標示に関する陳情書(新潟県南魚沼郡石打村大沢星野亨)(第五二一号)

同月二十一日

宇野、高松間貨物輸送力増強に関する陳情書(全国市議会議長会長横井恒治郎)(第六一五号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出第六号)

航空に関する小委員長より小委員会における経過の中間報告聴取に関する件

運輸省機構改革に関する件

○岡村委員長 これより會議を開きます。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律案を議題といたします。質疑の通告があります。江崎一治君。

○江崎(一)委員 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律案の提案理由の説明の中で、航海制限等に関する件についての提案説明のときに、あまり十分な説明がなされなかつたように思ふのです。これがなぜこう

いうように改正したさなければならぬかという点について、いまだ少し詳しく説明を承りたいと思ひます。

○岡本政府委員 航海等の制限に関する件でございますが、これは現在の航海の制限等に関する件というボツダム命令は、実は非常に広汎な権限を運輸大臣に与えております。こういう広汎な権限を与えておる命令というものは、講和條約発効後はできるだけ廃止するというのが望ましいと思ひます。すけれども、改正のところにあげておりますように「國際間の紛争ニ際シ日本船舶ノ安全ヲ保持スルため其ノ他緊急ノ必要アリト認めムルトキハ」というふうに制限いたしましたし、それから「航路又ハ區域ヲ指定シテ日本ト日本以外ノ地域トノ間又ハ日本以外ノ地域相互間ニ於ケル」というふうに改めまして、非常に大臣がその権限を發動し得る場合を制限いたしました。つまり現行の航海等の制限に関する命令によりますと、どういふ場合でも運輸大臣は必要な命令を出して、航海の制限または禁止をすることができまうけれども、講和條約の発効後は特にそれを制限いたしましたして、國際間の紛争に際し、日本船舶の安全を保持するために、あるいはその他緊急の必要があると思はるときに限り、しかも今までは日本の内地におきましてもこれを制限し、あるいは禁止することができるといふふうになつておりましたのを、日本と日本以外の地域、または日本以外の地域相互間におけるというふうに、非常に制限したわけでございます。

○江崎(一)委員 ただいまの御説明によりますと、運輸大臣の権限について相当制限をしたのだから、その点がボツダム命令の廃止の線に沿つておるのだというふうな御説明であつたのですが、事實はこれと大分違ふのじやないかと思ふのです。日本の船舶に対して、國際間の微妙な状態を考慮して、この國際間の紛争に巻き込まれるということとを故意に強調しておるところに、問題があると思ふのです。この國際間の微妙な状態というところは、どういふことをさすのか、具体的に説明をお願いいたします。

○岡本政府委員 國際間の紛争に際してというのは、これはいろいろの場合が将来想像されると思ひますけれども、この具体的な場合というのは、おれわれとしては目下のところはつきりとはつかんでおりませんけれども、そういう場合に、日本船舶の保護を必要とするというふうな場合が出て来はせぬか。その場合には、必要な命令を出せるのである。しかもそれは保護のためですから、それ以外に何ら目的はない、こういうふうな考えまして、この命令を出し得る根拠はこういうことであつて、その方が非常に妥当じやないかというふうに考えたわけでございます。

○江崎(一)委員 法律というものは非常に便利なもので、保護という名目で検束する手もあります。これと同じく、日本船舶の安全をはかるためだといつて、日本の自由な貿易をこれに制限する危険があると思ふのだが、

その点はどういう見解ですか。

○岡本政府委員 これは今後の問題であつて、われ／＼としてはそういう事態が来るかどうかという事は、はっきり判断いたしかねます。もつぱら船舶の安全を保持するためという見地からやつて行きたい、こういうふうに考えております。

○江崎(一)委員 やはり今の御答弁は、先ほどの見解のむし返しにすぎないと思ひます。私は新しい観点から、こういう危険があるということについて、そういう危険がないかどうか、このボツダム政令をそのまま残しておくことによつて、特定の国との貿易をこれによつて阻害する、意識的に阻害するという道具に使われる危険はないかという点についてお伺いをしておるわけですか。その点はどうですか。

○岡本政府委員 そういう場合にきましては、われ／＼としては、今そういう事態が来るかどうかという事は判断いたしかねますが、先ほど来繰返して申し上げましたように、船舶の保護という見地から考えておるだけであつて、その他のことは別に考えておりません。

○江崎(一)委員 やはり先ほどの御説明から一歩も出しておらぬ。もう一度同じことを聞いてもこれは同じ答弁だと思ひますが、国際間の紛争というのは、ソビエトあるいは中国を明らかに仮想敵国としての考え方の下に受取れるが、その点はどうですか。

○岡本政府委員 国際間の紛争と申しますと、非常に広い意味にもとれますし、あるいは狭義の戦争という意味にもとれます。きわめて明確に定義しようとしたとしても、むずかしいこ

とだと思ひますけれども、とにかく日本の船舶の安全を保持する必要がある場合に限るのだ、こういうふうにおかれればその運用を厳重に規制したい、こう思つております。

○江崎(一)委員 この商船会社も、自分の船が沈没したり、損傷を受けたりすることは好まないことは、きわめて明らかであります。そういう危険水域に危険を冒して、わざ／＼出かけて行くというようなことは考えられない。それをわざ／＼というように法文化するところ、別の意図があるのとわれ／＼は断ぜざるを得ない。そういう点について、あなたの説明はちつとも核心に触れておらぬ。私が聞くのじやなく、日本の国民が聞きたいのです。

○岡本政府委員 別にそういうことは考えておりません。もつぱら船舶の保護という見地からやりたい、こういうことであります。

○江崎(一)委員 私はこういう第一條は必要ないやないかという意見です。みずから危険を冒してそういう危険なところへ行く商船はないと思ひます。だからわざ／＼大臣がこれを指定する、こういういう條項は必要ないと思ひます。従つて私の意見としては、こういう政令を廃止すべきだという意見であります。その点のあなたの見解はいかがですか。

○岡本政府委員 もちろん海運業者として、そういうように危険なところへ出て行かないという事は一応考えられますけれども、政府としてはそういう危険水域に近づけない措置を、命令をもつてする必要がある場合があると、いうふうに考えておるわけです。

○江崎(一)委員 ひとつ意見を求めておきます。今通産省で、日本の国内法であるところの輸出貿易管理令について、相当大幅にソビエト、中国向けの品物を制限し、これに禁止措置を講じようとしておる。これと同じ考えから、この商船の方を運輸関係で、その足をひつさつてしまふという考え方から、こういうボツダム政令の改正が行われたものとわれ／＼は解釈しております。この点が一番重大な点だとわれ／＼は考えております。これで日本の自由なる貿易はできない。日本はアメリカの特需にたよつては、日本の経済はめちやくちやになる。その点から、日本国民が切実に要求していることだから、私はあえてこのことを主張するのです。こういう点についてはもつとまじめに答えてもらいたい。あなたも日本人として、はつきり将来の見通しの上に立つてやつていただきたいと思ひます。答弁はいりません。

○岡村委員長 速記をやめて。
〔速記中止〕
○岡村委員長 速記を始めて。
本案に対する質疑は終了いたしました。討論の通告もございませんので、これを省略するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○岡村委員長 御異議がなければ、さように決定いたします。
ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○岡村委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。
本案に対する委員長の報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、これに御異議はございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○岡村委員長 それではさう決定いたしました。

この際暫時休憩いたします。
午後一時五十分休憩
午後二時十六分開議

○岡村委員長 休憩前に引続き會議を開きます。
航空に関する小委員長より、小委員会の審議の経過につき中間報告を求められておりますので、これを許します。
尾崎小委員長。

○尾崎小委員長 航空に関する小委員会における審議の経過の中間報告を申し上げます。

当委員会は去る二月十三日、十五日、十九日及び二十一日の四回に亘り會議を開きまして、航空法案制定審議會における審議の経過状況、航空機輸送事業、航空機生産事業、航空行政組織、航空保安施設、航空要員及び外国の航空事情その他航空関係各般につきまして、航空庁長官から詳細な説明を聴取し、これを對し各委員から熱心なる質疑が行われ、慎重な審議がなされたのであります。特に十九日には航空機生産事業の關係者として、新日本汽船株式會社社長野村清臣君、富士産業株式會社社長野村清臣君を、航空機輸送事業關係者として日本航空株式會社社長尾崎君を、學識経験者としては明治大學教授小川太一郎君等、航空關係の

權威者を参考人として招致いたしました。おの／＼専門的立場からの尊憚ない意見を徴し、各委員から熱心な質疑応答がとりかわされました。

次に論議の中心となりましたおもなるものから申し上げます。先ず第一に取上げられましたのは、航空機生産事業に対する行政官庁の所管問題であります。この問題はすでに航空法案制定審議會における審議の過程において論議されたのでありますが、きわめて少数、すなわちただ一人の反対があつたのみで、大多數の賛成を得て、運輸省主管が適當であることを前提として審議が進められた上、運輸大臣に答申されたのであります。航空機工業の主管を運輸省とすべき理由は、航空行政の中心は航空機の安全性を確保すること、第一條件であります。これは国際民間航空條約第三十一條において、各国は航空機の耐空性を検査し、それに基いて発給する証明書を受有するものでなければ、航行の用に供することはできないように規定されておることから考へ合せました。御参考にお船検査の例をとりましても、海上における人命及び貨物の安全を確保するため、國際條約に基いて運輸省が安全検査を行い、これを合格しなければ航海できないことに規定されております。しかも航空機は船舶に比較して、さらに高度の安全性が要求されることは申し上げるまでもありません。この高度の安全性を保障するために、航空機のような複雑かつ精密な総合機械につきましては、その製造または修繕過程において厳密な検査を要しますが、かかる厳密な検査は、航空機輸送について全責任を負い、かつ常時

次に航空輸送事業の保護助成について議論がかわされましたが、御承知の通り航空輸送事業は政治経済活動の効率化、国際交通の促進、文化の交流、あるいは科学技術の振興等に重大な役割を果すものでありまして、世界各国いづれも直接あるいは、間接に政府が助成策をとつております。たとえば最も航空輸送事業の発達しておりますアメリカでさへ、四十九州のうち六州を除いた各州では、ガソリン税を免除あるいは減税し、いかに政府が航空輸送事業の保護育成に力を注いでいるかがうかがえるのであります。わが国の航空輸送事業は終戦と同時に壊滅し、過去六箇年の空白を経て新たに事業を開始したのであります。わが国の地理

次に航空機生産施設について、郷古澤君及び野村清臣君の意見を徴しましたが、従来わが国の航空機生産は軍用機を主として、民間機は従として行われて来たもので、軍のない今日、政府から相当な補助を受けなければ、はたして企業として成り立つかどうか、また施設は戦災あるいは腐朽のため、これが復旧に要する費用は一工場当り約十億から十五億円を要する見込みで、今ただちに航空機の生産は困難で、維持修理の程度の作業なら可能であるとの意見が述べられました。

次に航空機乗員の養成について説明を聴取いたしました。現在行われている国内航空は、外国人操縦士に依存しており、年間で約七千万円に近い多額な外貨を支払っており、これが節約をはかるため、日本人の操縦士を養成する必要があるとして、昭和二十七年において三千万円の予算をもつて、民間から約二十名の操縦経験者を

次に小川太一郎君のわが国航空技術の現況並びに見通しについての意見の概略を申し上げます。わが国の航空技術は一九四〇年までは大體欧米に追従して来たが、その以降十二年間に迫つた立ち遅れてゐる。しかしながらこの立遅れは、国家の施策がよろしきを得れば、日本人の能力と相まって、数年のうちにほとりもとどし得るものと確信すると、力強く述べられたのであります。

また松原靜庵君から米国の航空輸送事業会社の運営状況について意見を聴取したしたが、その概況は、米国の航空輸送会社は、地上施設を完備し、予備機をなるべく少数として、航空機をフルに活用するのととも、コーチ・サービスに重点を置き、きわめて能率的かつ合理的に運営されているとのことでありますが、これはわが国といたしましても大いに学ぶべき点であると痛感する次第であります。

以上が審議会経過の概要であります
が、審議を通じ特に問題となりました
のは、航空機生産事業に対する所管、
航空機輸送事業並びに航空機生産事業
の保護育成の二点でありまして、この
問題につきましては、慎重に審議の結
果

一、航空事業の健全なる発達と円滑なる運営を期するため、航空に関する一切の行政を航空庁に一元化すること。

二、政府は航空輸送事業並びに航空機生産事業の保護育成をはかるため、すみやかに有効適切な措置を講ずる

右の通りニ応結論を得た次第でございます。

以上はなほだ簡単でありますが、航空に関する小委員会の間報告を終ります。

○岡村委員長 ただいまの報告につきまして、尾崎小委員長に対し質問があればこれを許します。

○江崎(一)委員　ただいまの御報告によりますと、日本でもいよく航空機の部品の製造が始まるようであります

か、この部品の製造を進めて行きまして、完成した飛行機の生産にまで進んで行くつもりなのか。航空機を生産する実質的に始めることを予定して部品の製作を始めるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○尾崎(末委員) ただいまの御質問にお答えいたします。先ほどの報告の中で申し上げましたように、資金の点設備の点、その他各般の事情によりまして、今ただちに航空機を生産すること

は困難な事情にあるのであります。しかしながら従来あつた工場等の設備の改善、あるいは新しい機械の設備、その他航空機製造に必要な設備をいたしますならば、やがて航空機を生産することができるといふ模様であります。しかしながらこれはわずかの航空

機をつくりましても、その収支が償わないのでありますから、やがて外国等から大量の注文がある時期になりますれば、航空機生産というところまで進んで行くようでありますが、現在のところでは、今まであつた工場に若干の修理あるいは増補等をいたしまして、

○稲田委員 ただいまの尾崎小委員長の報告は、微に入り細をうがった報告でありまして、まことに敬服いたしました。ただ航空庁に今後の航空関係の行政なり運用なりを一任するという程度の御報告でありました。その航空

序の所管は運輸省にするのであるか、あるいは通商産業省にするのであるかというようなことがはつきりしており

ませんが、これは百尺竿頭一歩を進めまして、われ／＼運輸省関係の者といまして、わたしは、自動車交通事業の最近の著しき発達にかんがみまして、道路行政のごときも運輸省の所管に入れなければならぬと思っております。将来

も、航空事業を取締るべき航空行政は、ぜひともいい航空機をつくらなければならぬとか、その航空機をどういうふうに運用して、国内あるいは国際

間の空を飛ばなければならぬかという
ようなことを、すべて運輸省が行政の
面において運用する以上は、その製造
も運輸省がつかさどらなければならぬ
というような観点から申しまして、も
う遠慮することはないから、航空庁と
いうものが将来設けられまするなら

ば、その航空庁の所管は運輸省に持つて来なければならぬということを、小委員長はなぜはつきり答申せられないのか、これにつきまして小委員長なりの政府の御意向を承つてみたいと思ひます。

○尾崎（末）委員　非常に熱心な御質問

を伺ひまして力強く思いますが、航空庁はすでに運輸省に属しております。運輸省の所管にあるのであります。でありますから、事新して航空庁の所管をどの省にすべきかということよりも、もうすでに運輸省の中にちゃんとあるのではありませんか、その点は御心配なく、ひとつ御安心をお願いしたいと思います。

なおつけ加えて申し上げますのは、予算委員会の第三分科会、すなわち運輸、電通、郵政、建設の各省に関する第五分科会におきまして、航空機の生産から運行に至るまで、その行政はすべて一元化する必要がある、そしてこれはいわゆる運輸省所管の航空庁の中に持つて行かなければならぬということを確認されて、それがそれ／＼正式に報告されることに相なつておるのでありますから、もはや航空庁の所屬につきましては、別に御心配はいらないかと思つております。

○稲田委員 いろいろもつとも思いますが、より以上には老婆心のようなことは申しませんが、もつとも聞くなら、通商産業省の方でとりたいたいというような考えを持つておるようでありますから、念のためにお伺ひ申し上げたのであつて、はつきりとひとつ報告があつた方がよいと思つております。

○山崎(岩)委員 ただいまの稲田委員の御質問の要旨に對しまして、私ちよつとつけ加えたいと思つておりますが、ただいまの航空庁自体に對するところの所管の問題について、稲田委員はお尋ね申し上げたのでなくして、航空機の製造機関に関する監督の権限がどの省に属すべきかということに、その論点があるかと思つております。

従ひまして尾崎小委員長の報告された中に、航空機行政はもろ／＼運輸省において取扱うべきものであるけれども、同時にその航空機の生産機関に関する監督の権限をも運輸省が持つべきものなのだ、その点をなぜはつきりしなかつたか、この一点にあると思つて、通商産業省におきましては、その点ははつきりしておるのに私は思つて、運輸省におけるところの航空庁関係並びに航空機の行政機関までも、通商産業省においてこれを自分の所管として要望しておるのではないかと、飛行機の製造自体に関する問題を取上げて、通商産業省の委員会その他において論議しておるやに聞いているのであります。そこで私もどしどししては、飛行機の製造過程に関するいろいろな問題を取上げて論じて、この間小委員会を設けたわけなのでありますから、この際思い切つて尾崎小委員長におかれましては、その点までつづ込んで、私どもの決議を明確にいたしまして、通商産業省並びに通産委員会その他に對しまして、強烈なる申入れをする必要がある、それを要望するわけなのであります。この点について、小委員長の御意見を承りたいと思つております。

○尾崎(末)委員 お答えいたします。いわゆる生産、運輸その他に関する監督という点を強調された御質問であります。生産から運輸に至るまで、一切行政を航空庁でやらなければいかぬ、こういう一切の行政の中に今の監督に對する権限は入つておるわけでありまして、それからあるいはお聞き漏らしになつたのかもしれません。が、報告の中にもそれらの点は相当強調

いたしてありますので、その点も御安心願ひたいと思つております。なお一言つけ加えて御答弁申し上げますことは、通産省が主張するいわゆる生産行政の中には、生産に関する監督も入つておるのではありませんか、これを主張する理由は、いわゆる資材、原料というものの計画や割当は、御承知の通り安本でやつておるのであります。その後の資材、原料の配給を通産省がやつておる。だから資材の配給ということと生産ということを一緒にしなければいかぬ、こういう主張をしておるだけであつて、その他には、こうした精密機械に属するところの総合生産というもののについては、通産省が従来やつて来たのだからという、きつめて薄弱な理由以外には何もありません。報告の中に申し上げました通りに、国際民間航空條約の中にもありますところのいわゆる航空性というものが最も大事であるために、運行の任に當る者が生産の方においても間違いのないものかどうか、すぐれておるものかまづいものか、こういうところを一々信頼ができません。従つて国際民間航空條約に規定してありますところの航空性を遵守して行く、こういうことに相なりますれば、むしろ生産の方もこの方に移つて行かなければいかぬことに相なつておるようでありまして、それらの点は相当報告の中にも書いておいたわけでありまして、大体通産省が主張する点というものは、ほとんどとるに足るべき理由はないようでありまして、これらの点をばはつきりいたして参りますなら

ば、所管争いなどということとはほとんど雲散霧消して行くべき問題だ、こういうふうに確信をいたす次第であります。

○山崎(岩)委員 尾崎小委員長にもう一点お伺ひいたしますが、しからばただいまここにございまして、私も小委員長の報告を承り、これを推進して行かなければならぬ事態のものであります。これに對しましてどういふ手を打つか、どういふ手段によつて私どもの目的を達成しようとするか、それに対する小委員長の御抱負を承りたい。

○尾崎(末)委員 御質問にお答えできる点と、この席ではお答えいたしかねる点があるのがありますが、大体は今御報告いたしました趣意に基づきまして、本委員会において御承認を願ひますならば、それに基いて第一に考えられますことは、いわゆる与党の政務調査会にこれをばかりまして、政務調査会の承諾を得、これをさらに党の役員会にかけまして、役員会においての方針としてこれを決定するという行き方と、一面におきまして、さつき御質問のように、通産省の方からも申出があつたために、この問題の解決が、官房長官が多忙なため、官房副長官の方で結論をつける、こういうことに相なつておりました。従ひましてそういう方面にも正しい主張をして参る、こういういわゆる正論によつて進む。それからさつき申し上げましたように、すでに予算委員会の方におきましても、このことが強調された報告書に相なつておるのでありますから、それらのいわゆる表向き公式によるやり方を強化して行くことはもちろんであります

が、その他その趣意を徹底せしめるために、三つほどのやり方があるようであります。その点は一応ひとつ委員並びに私小委員長あるいは委員会の理事の方々におまかせを願ひますれば、最善と信じる方策は立てておるわけでありまして、しばらく御了承願ひつて、ひとつおまかせをお願いしたいと思います。

○山崎(岩)委員 ただいまの小委員長の御意見でございますが、与党側の自由党の政務調査会並びに総務会等に諮りまして、私どもの決議をきめる、これはまことにけつこうな次第であります。その通りやつていただきたいと思います。さらにまた術の中には術がありまして、秘中の秘ということがあつて、そのことは委員長並びに小委員長及び運輸委員会の理事等にまかせてほしい、こういうことのようにありますから、その点もそれでは承りました。しかし、この際政府委員といつたしまして、政務次官は政府内部においてどういふお考えをもつてこれを進めて行かれるか、御所見を承りたい。

○佐々木(秀)政府委員 お答えいたします。航空機の生産につきましてはいろいろございまして、大体二つに分けられるのじやないかと思つて、部品の生産と組立ての生産、こういうことになるのじやないかと思つて、現在までの通産省の主張等を聞いて参りますと、飛行機をつくるジュラルミンは通産省がやつておるじやないか、あるいはナットの一本、これも通産省じやないか、あるいはコードその他のものも通産省じやないかというやうな意見をわれ／＼聞いておるのであります。御承知の通り飛行機の生産というものは、

が、その他その趣意を徹底せしめるために、三つほどのやり方があるようであります。その点は一応ひとつ委員並びに私小委員長あるいは委員会の理事の方々におまかせを願ひますれば、最善と信じる方策は立てておるわけでありまして、しばらく御了承願ひつて、ひとつおまかせをお願いしたいと思います。

は、何万種類もある部品の組立てによるものでありまして、航空庁といたしましても、また運輸省といたしましても、そうした末端のものまでも全部運輸省が監督してやろうというのじやないのであります。要するに組立てをしまして飛ばすまでの過程を生産と申しまして、そうした運行をやる航空庁、運輸省が、その組立ての責任をも負わなければならぬ、これが航空行政の一体化じやないかと考えておるのであります。決して無理な主張ではないところ、ただいま小委員長の御報告にあつたように、また御抱負の中にあつたような進み方に持つて行つていただくならば、必ず御了解いただけるのではないかと考えております。

○山崎(岩)委員 ただいまの政務次官の御答弁でございますが、政府部内におきまして、この問題について、たとえば政務次官同士の間で、あるいは大臣同士の間において、御交渉なされた例がございますか。

○佐々木(秀)政府委員 政務次官会議におきましては、今日まで約二回におたりまして、通産政務次官と私との間に、この問題についていろいろ話し合いをして参つております。しかしまだ一致した結論にまでは到達していませんのでございます。

○稲田委員 最近の新聞を見ますと、通産産業省が航空機製造に関する審議会を設けるとか、その他講和発効後における航空機の件につきまして、いかにも自分の所管のごとき態度をとつて、いろいろ発表をしております点にかんがみまして、航空庁が運輸省の所管にありまして、最近機構の大改

革をやらんとしておるようなやさきでもありますので、とられないように、ひとつ運輸委員会におきまして、尾崎小委員長におかれまして、政府におかれまして、通産産業省がわがもの頭をやつておりますから、こういう機構改革の節でもありますからして、ひとつ御油断なく、百尺竿頭一歩を進めて、これは将来運輸省が必ず所管すべきものであるというのを発表してもらいたいという私の老婆心なのであります。なお今申しましたような、通産産業省の出過ぎた新聞広告なんかに対しまして、何らかの手を打たれるべきことを私は希望しておく次第であります。小委員長並びに政府のこれに対する御意見を承つておきたいと思ひます。

○尾崎(末)委員 この小委員会における審議過程におきまして、先ほど御質問のごとく、一方において審議をやりながら、片一方においてはこれと並行いたしまして、この趣旨を貫徹するための努力を相当にやつて参つておるのであります。そのやつて参つておる過程から考えますならば、今にわかに新聞報道等を利用いたしまして、通産省と対抗をするというやうなことをやらないで、目的は達成し得るのじやないか。いわゆる潮どきというものがありますから、この潮どきというものをはかつて、御主張のやうな方法をどううと思つております。それはあまり長い将来ではなくて、ごく最近のうちにそういう案に出ようと思つておりますが、その前になすべきことがまだ二、三ありますので、本日の委員会終了と同時に、ただちにそのなさんとする計画に移つて行きたい、こういうふうな

考えでありまして、初志を貫徹することには相当強い確信を持つておりますから、この上ともひとつ御鞭撻を希望いたしております。

○佐々木(秀)政府委員 先ほど申し上げました通り、航空行政は一本でなければならぬという信念は、政府におきまして決してかわつておりませんし、またその信念を持つておりますので、今後とも御意見のごとく、当然これは運輸省が所管すべきものであるという方針に向つて進みたいと思ひます。またせつかく航空小委員会が設けられておるのでありますから、航空小委員会の各委員の方々、あるいは運輸委員会の皆様方等と緊密なる連絡をとりまして、御趣旨のやうに進みたいと考えております。

○江崎(一)委員 ダグラス調査団が、約一箇月にわたつて日本の旧航空機会社の設備を視察して行つたやうであります。その結果、日本の旧航空機生産工場はどれくらい使えそうかという結論が出ておりますか。もしわかつておりましたらお知らせ願ひたいのであります。

○尾崎(末)委員 私も相当研究をいたして参つたつもりであります。なお航空庁長官がその点最も詳しいやうでありますから、長官から御答弁をさせることにいたします。

○大庭政府委員 昨年確かにダグラスの調査団が組織的に日本に来て、調査をいたしました。その結論は、ダグラスの調査団として国防省の方へ御報告をしたというものが、私の方へ通じているだけでありまして、その後いかやうになつておるか、私といたしましてまだ詳細を存じていないのであります。

○江崎(一)委員 尾崎小委員長も大分研究をなさつたやうですが、どれくらいあります。その名前を具体的にあげていただきたい。

○尾崎(末)委員 大庭政府委員の答弁された通りであります。

○江崎(一)委員 先ほどの答へと大分様子が違つておるやうであります。そこでこの部分品を生産するについて、今の設備だけで行けるのかどうか、この設備に対して相当金がかかるのか、その点はどうなんでしょう。

○大庭政府委員 部分品は修理過程におけるものであります。航空機の修理を引受けた際に、どういふ部品が故障を起しておるか、それはとくに、よつてかわつて来るわけでありまして、今私たちは航空機の修理だというふうな考へておるわけでありまして、そのときによりまして、その部品について修理をやつて行きたいと考えております。

○江崎(一)委員 それは答弁のための答弁です。私は技術者でありますので、そういう答弁は受取れないのです。アメリカの今の航空機が、どういふやうな設計になつておるといふことはわかつております。ですからこういう機械がいろいろあることははつきり知つてゐる。それについて今の残存設備でやれるのか、新しい設備を入れなければならぬのかといふことです。これがわかつていなければならぬ。航空庁長官は勤まらぬでしよう。これがわからなければやめたいです。

○尾崎(末)委員 私がかわつて御答弁申し上げます。ちょうど江崎委員が御質問になつたやうな点について調査を

せよという話が向うからあつたやうであります。今調査をいたしておるところであります。調査が完了いたしましたら適當の時期に御報告申し上げることにいたしたいと思ひます。

○江崎(一)委員 将来完成した飛行機をつくるというにてもなつたら、どれくらい生産して行けば航空機の製造企業として採算がとれるのか、そういう点について何か意見があらませんですか。

○尾崎(末)委員 まだそこまで進んで行つていないのであります。航空機事業の元のもの全部減減してあります。今新しい航空法案を考へておる程度でありますので、しばらく時期をお待ち願ひたいと思ひます。

○江崎(一)委員 航空機生産工場を再建するための国庫補助の問題が大部分やましくいわれてゐるやうですが、どういふ案、どういふ計画、どういふ希望があるのか、その点について小委員会では大分お話をあつたやうですが、その点の御報告が詳しくなかつたやうでありますから、御説明願ひたいと思ひます。

○尾崎(末)委員 ただ希望といふか、話し合いといふか、その程度の話は若干出たやうであります。まだ国家が航空機生産にどういふ補助をするとか、どういふ計画を立てるとか、そこまでは行つていないのであります。

○江崎(一)委員 将来日本に航空機工場をつくるとして、民間航空を對象として企業が成り立つて行くかどうか、その点あなたの見通しはどうでしょう。

○尾崎(末)委員 将来のことはやはり将来にならないとはつきりわからない

と思うのであります。今のところではよほど調査研究してみせんと、どのくらい生産すれば収支が償うか、そういうところまでまだ参つておりませんので、せつかくこれから研究してみたいと思ひます。

○江崎(一)委員 政務次官の御意見はいかがですか。

○佐々木秀政府委員 たいだい小委員長の御答弁の通りであります。私ら運輸行政に携つてゐるものといひました。現在すでに民間航空が開始されてゐるわけには参らぬのであります。将来のことにつきましては、今後とも十分研究して参りたいと思ひます。

○江崎(一)委員 われ／＼の考えから行きますと、民間航空だけを対象とした航空機の生産工場は成り立たないと思ふのです。どうしても直接アメリカ空軍の航空機の需要がない限り成り立たぬと思ふのです。今後われ／＼が心配することは、アメリカ空軍の飛行機をつくる工場が日本の国内にたくさんでき、そこで現在のPD工場のような形で日本の労働者が使用されるようなことになる、ゆゆしき問題であると思ひます。現在のPD工場においては、労働組合をつくることさえ許されないのです。口では日本の労働三法が適用されると言つておられますけれども、現状はそうではなく、アメリカの監督官が入つておられます。また会社の保安課から直接労働者に対する取締りがある。そのほか特種関係から工員となつて、このPD工場の労働者の中に入つておられます。その上まだ直用という形で、各職場に労働者に対するスパイ網

を張られてゐる。従いまして各PD工場の労働者の気持は非常に暗いのです。まづたく奴隷労働のごとき状態である。アメリカ空軍の航空機の生産工場がやはりこういうふうなことになる、日本民族として大きな問題である、この際この日本の航空機生産工場が、今申し上げたPD工場のようにならないうに十分に注意をし、これに対して監視をして行かなければならぬと考えるわけであり、一言希望を述べておきます。

○尾崎(一)委員 御希望でありますから、御答弁の必要はないわけであり、すけれども、私から一言今の御希望に對しまして私の意中を申し上げておきます。PD工場等の実情から御心配になつてゐるようであり、御承知の通り現在はまだ被占領下であるのであり、日本の憲法でさえもいふゆる占領命令に従ふなければいかぬときでありますので、従来そういうふうであつたから将来も心配だ、こういう御心配は當らないと思ふのであります。なおまたPD工場等における実情も、私どもの耳に入つてゐるところでは、従業員はむしろ給与もよいし、喜んで行つてゐるというところであり、その見方によりますから、御心配もあるであらうけれども、そういうことでありますから、平和條約が効いたし、日本は完全な独立国となり、現在進行中の行政協定等におきましては、やはり日本の主権のもとに、日本の法律によつてすべてのことをはからせて行く、こういうことで進行中のようであり、その講和條約発効後においては、そうした心配は毛頭いらぬと思ふのであ

ります。

○岡村委員長 尾崎小委員長の中間報告に対する質疑は終了しました。尾崎小委員長の報告を了承することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○岡村委員長 異議なしと認めまして、さよう決定いたします。

○岡村委員長 次に運輸省の機構に關し、稲田君より発言を求められておりますので、これを許します。稲田君。

○稲田委員 目下政府においては、大規模な行政機構の改革を行つてゐるものであります。わが国の行政機構は、戦争中から戦後に及びまことに複雑多岐であり、これが不合理であり、不適当であるといふことは、われ／＼も日夜考へておる次第であります。この不合理、不適当なる行政機構を改革いたしまして、行政を簡素化し、能率の向上をはかり、かた／＼もつて國民の負担を軽減するの舉に出でるといふことは、何ら反対はありません。双手を上げて賛成するところであり、誤りまして、事実を反し、合理的に反し、りくつに反し、のりを越え、合すべきものを合せず、合すべからざるものを合せましたような、いわゆる機構を改革せんがために無理な改革を行うといふようなことがありましたらば、表面においては、行政が簡素化されたようであり、事実の運用上におきましては、非常に能率を害するといふようなことが、必ず私は起りはしないかと思ふのであります。すなわち木に竹を継いだような行政機構の改革をやつたりいたしましたならば、必ずや行政の運用が政府全般にわたつて

乱れて来ることは、火を見るより明らかであります。こういう意味から、今日組上につておきます運輸省管轄内の行政機構の原案を一瞥いたしまするのに、たとへて見ますならば、海と陸との接合点であります港灣局を、国土省に持つて行く。港灣をつくるという大工の仕事は国土省にふさわしいという簡単な考えから、これを国土省に持つて行くといふやうな、法律をかじつておる木村さんや、金の取扱いをして来たところの野田さんあたりが、簡単に考へてこれを行おうとしておるが、ごとき機構いじり、あるいはまた今日航空事業が非常に長足の進歩を來しまして、そして講和発効後においては、飛行機の製造事業等が非常に盛大になつてゐるのに、先ほど申しましたごとく、通商産業省がこれにくちばしを入れんとおるがごとき、これは今日の機構には載つておりませんけれども、自動車交通の今日の発達を目におき、耳をおきまして、なおかつ道路の行政を国土省が依然として占有せんとするがごとき機構の改革方法は、私は百害あつて一利なきものに陥りはしないかと思ふのであります。その他いろいろこの機構改革におきまして、運輸省内の問題におきまして、改悪ではないかと思はれるものがあるのではありません。こうした点におきまして、本日は大臣その他運輸省関係の方々の意向を承りました。そして、わが運輸委員会にいたして、相當なる意思表示を政府に對してなさなければ、悔いを後日に残すのうらみなきにしもあらずと思ふのであります。本日大臣は欠席しておられますが、政務次官さんでもよろ

しい。この運輸省の機構改革に對しまして、政府の意のあるところを、さしつかえない範圍において承りまして、それを土台といたしまして、運輸委員会において相當なる意見をまとめまして、そして最近の機会において木村法務総裁、野田建設大臣をここに招致いたしまして、わが運輸委員会の意のあるところを、厳正にたすべきはたし、そして、そして意思表示をしなればならぬと思ふのであります。ここに運輸専門員より参考のためにつけられた案が配付されておるもので、これを基礎として研究いたしまして、それに対して大臣その他政府当局の御意向を承るようにもういたしたいと思います。委員長において、適當なる審議の方法によつて、議事を進行せられんことを希望いたします。

○佐々木(秀)政府委員 たいだい稲田委員より行政機構の改革に對しますお話がございましたが、運輸省に對しまして、今日まで知る範圍におきましては、内閣におきまして、ただいまお話のごとく野田建設大臣、木村法務総裁、あるいはその他の人による行政機構の改革に對する案なるものが、検討されつつあるといふことを承つておるのであります。今日まで運輸省に對しまして正式なる、こういう機構にするといふことの通達を受けていないのであります。ただ新聞その他の面に對します点をみますと、お話のように港灣局を国土省に移すとか、あるいはその他の現在運輸省が所管しております各局のいろいろ／＼な配分が伝えられておりますが、われ／＼といたしましては、港灣局などを国土省に移すといふことにつきては、現在了解しにくい

すれば、多分の懸念があるのであります。して、こうした点につきまして、閣下委員と同感であるということをお願いして、こうしたいのであります。

○閣下委員 私、大体佐々木政務次官が同感であると言われたので、多くを申し上げる必要はないと思ひますけれども、特に私たちは、これから運輸省が行政機構の改革に當つておりまする各大臣と折衝をせられます上に、特に強調していただきたいと思ひます。点は、まず第一番に海上保安庁の問題であります。ほんとうの保安庁の仕事というものが理解されていないように思われるのであります。この間海上保安新聞というところから座談會に出てくれというようなことで、私そのときにも率直に意見を申し上げておいたのであります。この保安庁の仕

事というものは、あくまでも陸上の予備隊と同じものである、こういうふうな間違われておるのでありまするが、決してそうではないのでありますして、あくまでもこの海上保安庁の性格といえますものは、現在の一般警察——予備隊にあらざるどころの国家地方警察、自治体警察、この両方がやつておりますところの一般警察と同じ任務を持つておるのである、決して予備隊的な性格を持つておるものではないのだ、だからこれは統合すべきものではないということをよく強調をしていただきませんときには、あるいは将来漁船の保護等の上で問題が起る。いろいろな装備等は、私たちは拡充しなければならぬと考えております。よその党で反対する党もありますけれども、現在保安庁の仕事をやります上に、これは再軍備でも何でもなし、保安庁の

任務を遂行するために装備を充実し、整備しなければならぬ、こういうふうに考えておるのでありますが、その装備をいたしまして、その結果漁船の拿捕等を防ごうとして出ました場合にでも、ソ連あたりは日本と講和條約等を締結しておりませんので、予備隊の性格のものであるというふうに、国内治安というような、そういうような動乱的なものに對しましてもこれが出動するといふような性格のものと間違われますと、これは武装解除をすることになつておりますので、ソ連あたりから、警察でないということになりますと、武装解除というようなことが起つて参りますので、この点はどうかいたしましたも、あくまでも一般警察と同じ性格のものである、こういう点を強調すべきものであると考えております。従つて、そういたしますと所管はおのづから運輸省である、こういうことになつて来るわけであります。いろいろアメリカのフーヴァー・ミツシヨンといひますか、それあたりにおいて意見を述べておりますのも、運輸省が所管するのが最も適當であるといふように言われておるようでありまして、巷間伝えられておるように、大橋國務相あたりは、予備隊と併立すべきもの、対等のものであるというように考えておるのではなからうかというように、私たち新聞を見ておきますととられますので、こういうふうな誤解のないよう、極力説得をしていただきたい、かように私たち考えるのであります。これにつきましてはあとで政務次官から、この点に對しましての御所見を承つておきたいのであります。

る、こういうことは対外的にも対内的にも非常に悪いと考えておるのであります。まして、国内的に考えましても、これは船員の連中がいろ／＼言うておりますのは、今までこれが普通の労働者と同じように扱われておつたのが、努力したあげく船員局というのができて、運輸省の所管になつて非常に満足しておるのが、これがもし船主側と同じ局の中へ統合せられるというようなことになりますと、海員組合の連中も非常にこれに不満を持つて参るのであります。そこにも一つの問題があるかと存じます。さらにまた対外的に考えますと、日本政府というものはまた使用者側の海運局に船員局を吸収した、また再び安い賃金で雇い入れて、そうして運賃ダンピングをやるようなことになつて来るのではなからうかと、いうようなことで、非常に対外的にも刺激するのであります。こういうふうな点はよく考えなければならぬのではありません。おそらくこれは行政機構の改革に携わつておられる三人の方には、おわかりになることがないと思ふのであります。こういうふうなことはよく説いていただきたいと思ひますが、これらに対してどの程度に努力が払われておるかということを、これもあとで一括して承つておきたいと思ひます。なお私の意向が間違つておるかということについても、御所見を承つておきたいと思ひます。

なお港灣局はすでに論議がせられておりますが、これを国土省へ持つて行く、あるいは建設省へ持つて行くといふようなことは、もつてのほかであります。まして、そういうふうにつくり上げたものを利用する者がこれがつくらなか

つたら、とうていその利用に適するやうなものではない。かつて内務省のありましたときにつくりました港灣局というものが、運輸省の所管になりましたから、これは悪いというふうなことで、これをやりかえてむだな経費を出したことがたび／＼あるのでありますして、一番私が身近に感じておりますのは、私の松山市において、そのようなことが具体的にあつたのであります。そういうふうなことに陥らないとも限りませんので、この点もよく、野田建設大臣あたりが大蔵系であります、あの人がそういう方面に理解があるとも私たちは思えないのであります、こういう点認識を深めるような御努力をお願いいたし存ずるのであります。

航空庁のことは先ほどありましたので、これはやめておきますし、道路局の関係もありましたから、これは長くなりますので、省略いたしますけれども、こういうふうなこと、さらにまた郵政省あるいは電気通信監理局というもののができて、これが運輸通信省の中に入つて来る、こういうふうなことに伝えられておりますけれども、そのようになつた場合には、運輸大臣と併立してもう一人大臣を置いて、両大臣と一緒に置いておかねければならぬというふうなかつころにもなつて来るのではないかと思います、全国の労働問題を一手に引受けなければならぬというふうなことで、大臣は運輸行政あるいは通信行政というふうなことに對して、努力する間も何もないということになつて来るのではないかと、いうことを非常に憂えております。いろいろな点を私が強調いたします

と、必らずこの行政改革の債に當つております。人々も納得をして、あのような案を出さぬのではないかと、こういうふうに考えられるのでありますが、新聞紙上等ではそれがしきりに報道をせられて、おるのをございまして、あるいはこれが具体的に実現化しようとしておるのとはなからうかということを懸念をしておるのであります。こういうふうな点につきましては、どの程度の努力が払われておるか、これについてはどのような考えを持つておるかということをはつきりこの事務次官もおられますし、新官房長はこの間かわられたばかりでありますので、もし何でしたら旧官房長——鉄道監督局長がおられますので、そのあたりから御意見なり経過なりを承ることができまさらば、仕合せと存じます。

○佐々木(秀)政府委員 お話の中になりましたように、海上保安庁の問題につきましては、運輸省といたしましても重大なる関心を持つております。御趣旨のように海上保安庁のあり方というものは、どこまでも海上警察の立場でなければならぬという点においては、かわりないのであります。しかしながら海上保安庁の現在の装備状況から申しまして、御承知のごとく船舶の速力にいたしましても、その他の問題につきましても、ボツダム政令によつてある程度の制限が加えられておるのであります、こうしたことでは十分な海上警察としての任務を達成するには、非常に不備な点があるのであります。そこで速力の問題、あるいは装備の問題につきましては、今後ともそれに適するだけの改良設備等をいたさなければならぬと考えております。

す。ただ新聞紙上に伝えられておりますような、保安省なりあるいは治安省というふうな、予備隊的な組織の中にこれを入れられるということにつきましては、われ／＼といたしましたもこれに同意するわけには参りません。どういたしまして。やはり海上保安庁は、人命尊重ということが、海上保安庁の使命であらうと考えますので、その線に向つていかなる交渉を続けておるかというお話でありましたが、先般私は大橋國務大臣に面会いたして、もしこういふことになつたとすれば運輸省といたしましたはこういう考えを持つておる、海上保安庁というものはどこまでも海上警察であり、人命尊重の任務達成のあり方ではなければならぬということとは、強く伝えておきました。しかしながら大橋國務大臣といまして、今日最後の決定を見えておりません。

〔委員長退席、黒崎委員長代理着席〕

今後ともわれ／＼といたしましては、十分御意見のような趣旨に向つて努力をいたしたいと考えております。その他ろ／＼お話がありましたが、こうした各担当の部門につきましては、今後とも御趣旨のような線に沿うて努力を続けたいと考えております。

○關谷委員 私どもが申し上げたことにつきまして、全部政務次官も同感であるというふうなお話で、それ以上また個々の方々にお尋ねを申し上げる必要もないので、その線に沿つて進んでいいたきたいと存じます。行政機構の改革ということになりますと、いつも組上に上りますのが運輸省でありまして、とかく運輸省が弱いと申します

か、そうではないとは私たちも考えておるのであります、どうも表面から見ますと、運輸省というところはものを動かさなければいいというふうなことで、きわめて何と申しますか、入口までというふうなことにつきまじり、だれでもわかるようなところでありますが、そうしてそういうふうな人々が奥深くこれを研究しておるか申しますと、決してさうではないのであります、奥深くこれを研究しておるといふような人は、ほとんどないと言つてもさしつかえないというふうなことで、現在の機構改革を担うにたしてあります大臣等においても、非常に誤解が多い、この誤解を解くことの努力があるいは欠けておるのではなからうかと、こういうふうに申し上げますと――まことに努力が足らぬと言つたではありませんが、極力やつていただいておりますのであります、主張をするというより、まず私はこれらの人々の誤解を解くようなところへ重点を置いていただきたい。ほんとうに運輸省というものがどのようなものであるか。現在運輸行政でやつておるの、こゝろいふふなところへ重点を置いて、このようにやつておる、そのためにこれの所管というものは運輸省であらねばならない。そうして対外的、対内的にこのことをよく深く掘り下げて考えた場合にはこうならないといふことを、誤解を解きましたならば、まずこの行政機構改革につきまじり、運輸省というものがうんと浮び上つて来ると考えておりますので、まず誤解を解くという点につきまじり、極力御努力願ひたい。もしもこの誤解に基いていふ機構を改革せられるといふ

ふうなことになるつて参りますと、その際におきます混乱というものは、非常に大きなものが出て参るのであります、直接国民大衆と非常な関係があります運輸省所管の業務が、混乱に陥ることがあります、これはいへんでありまして、この際それ／＼手わけをいたしましてでもどういたしましてでも、私はこの誤解を解くという点に重点を置いていただきたい。そういうふうなことをいいたすならば、必ずそこには結論が出て来る。そこでわかつたならば、結果において必ず好結果が出て来るのではないかと考えておるのであります。もしもさういふふうな経過がこの席上である／＼言われたいということになりまうと、あるいはさういふふうな点が皆様の立場上お苦しいというふうなことがあるのかもしれません、が、そのような場合には、私たちがいたしましては、この運輸委員会にいたしましては、深く運輸省の行政に對しましては、理解を持つておるのであります、でき得る限りの御協力を申し上げたい、どのようなことでもいたしたい、このように考えておりますので、委員が参りますと、絶えずそのような話が出て参つておるのでありますから、私はこの誤解を解く点に重点を置いていただきたい。なおまた皆様が動きにくいような場合には、積極的に運輸委員会に御相談願ひたい、こゝろいふふなことを申し上げて、私の質問を打ち切ります。

は発言いたしたいと思ひます。大体本日の行政機構改革の問題につきまじり、昨日の航空小委員会のときに問題になりまして、現在運輸省関係の行政機構改革案というものが、木村、大橋、関係大臣のもとに案があるらしいからその案に基いて、われ／＼はいろいろ／＼関心が深いのでありますから、この際ある程度態度をはつきりしておきたい。それがためにはまず運輸省の所管大臣なり、あるいは関係事務官、あるいは政務次官も来ていただく、はつきり運輸省の考え方をまず聞いておく必要があるのではないかと思ひます。しかるに先ほど稲田委員より話がありましたが、この案というものは、専門員室から出た行政改革の案に基いて、運輸省が、佐々木政務次官に、私の感違ひかどうかかわりませんが、承るべきであります。従つてたゞいままでの佐々木政務次官以下のいろいろな話は、この専門員室から出ている調査資料に基づく案であるのか。さらにまた運輸省独自の考へのもとに立つての案であるかといふことを、まず私ははつきりしなくちやいけなと思ひます。聞くところによると、何か内閣官房長官のさしずによつて、さういつた改革案につきまじり、局長以下は委員会において答弁せよというふうなことを承つておるの、さういふことが事実であるかどうか。この二つの点について、まず私は佐々木政務次官の御意見を承つておきたい。

たが、私たちが今言つておりましたのは、専門員室の案というのではなくして、読売新聞記載の案を中心によつたのでありますから、その点は誤解を解いておきたいと思ひます。なおまた、これも坪内委員から今お話のありました局長以下答弁してはならぬといふふうなことを言われたといふことは、おそれらく私はさういふふうなことはないと思ひますのであります、いろいろ／＼機構改革について策動するやうなことはしてはならぬといふことであらうと思ひますので、私は発言をしてはならぬ、答弁をしてはならぬといふことではないと思ひますから、その点ひとつ関連しておきますのでお尋ねしておきます。

○坪内委員 ただいま關谷委員からさういつた話がありましたが、大体さつき稲田委員のお話では、この専門員室の案が新聞記事に出ておるから、これによつて適当に委員長に議事の進行をはかつてやつてもらいたいといふ発言があつたのですが、その点ちよつと食ひ違つておるようですが、私がお尋ねしておるのは、この案に基いて佐々木政務次官以下が答弁しておるか、あるいは運輸省独自の案があつて答弁しておるか、さういふ点についてお尋ねしておるのであります。誤解じやないといふことを申し上げます。委員間でちよつとさういふ話があつたのです、が、それではこれは読売新聞に掲載した事項の点についての御答弁ですか、それとも運輸省独自の立場に立つての改革案に対する意見であるのか、その点をはつきりしておきたい。

○黒澤委員長代理 速記を始めてください。

○佐々木(秀)政府委員 先ほどお答え申し上げた通り、行政改革につきまじりては、野田、木村、その他の行政改革の面に當つておる方々が、いろいろ／＼検討されておるといふことは聞いておりますし、またそれ／＼に對しまして運輸省といたしまして、内外におきまして、相当考えは持つておるのであります、最後の行政改革の担当でありますから、正式な通知を受けておられますので、運輸省といたしましての最後の案をお示しするといふところまでは、まだ到達してないわけでありまして、そこで先ほどから各委員の方々から、たとえば海上保安庁の問題あるいは港務局の問題等に対して、いろいろ／＼たゞされましたので、われわれの現在の考へておることを率直に申し上げた、この程度でございます。

○關谷委員 最後の案はこれではできていない、もちろんさういふふうな行政機構の改革といふふうなことは、これはいろいろ／＼折衝をし、政治折衝等があるわけでありまして、第一次の案といふふうなものを運輸省が持つております、これも、これが第二次案、第三次案といふふうな、あるいはほかつて来るといふやうなこともまた予想せられるのであります、最後の案ができていないといふやうなことがありまして、運輸省が現在どのような機構改革を希望するかと、私は、私ははなればならぬと思ひます。その案を私たちは一応きやうでなくつけようでありまして、資料を委員会に対して配付を願ひたい、これを要求いたしておきます。

○玉置(信)委員 先ほど各委員の御

質問に対して、政務次官からの御答弁を承つたのでありますが、結論的に申しますと、最後の案もまだできていないようでありまして、しかし質疑応答の内容等から見まして、私は次の点を誘導質問のようになると言われるかもしませんが、一応伺ひておきたいと思ひます。

それは行政機構という問題は、現政府の早からの一貫した方針であり、私も所屬しております自由党として、これは基本的な考えである。当然といふよりも、これは必然的にやらなければならぬ機構改革であります。この機構改革に対して、運輸省といつたしまして現行の機構制度そのまゝを存続し、変更、改革等はやる意思がないといふ考えを持つておるかどうか。あるいは改革案を示された場合は、ある程度譲歩すべきものがあるものであろうかどうか、この点をまず先にお伺ひして、次の質問に移りたいと思ひます。

○佐々木(秀)政府委員 いただいた御質問に対して、運輸省としてどうだといふ最後的なお答えにはならないのではないかと申しますが、今まで申し上げましたところ、な段階がありまして、現に最後の方針を示されておられませんので、結論を申し上げかねるのであります。ただ先ほどから各委員の御発言になりましたような、たとえ運輸省といつたしましては自動車行政等から考えまして、道路局などというものも運輸省に統合するといふようなことは、最も理想的な考え方だと思ひますので、こういう点につきましてはおれ／＼といつたしましては、非常な賛意を表するのであります。そうした点におきまして、現在の運輸省の機構

そのものを一歩も動かしてはいかぬといふふうな考えは持つておりません。よりよく改革される点につきましては、それに対しては賛意を表します。

○玉置(信)委員 そこで伺ひたいことは、先ほど閣下委員の御質問に対して、政務次官も閣下委員の御質問の内容の線に沿つたようなお答えがあつたのであります。ところで目下大橋國務相が衆議院、参議院の予算委員会その他の委員会で答弁されておられる内容のしさいに検討してみますと、海上保安庁の機構は、先ほどの政務次官のお話にもありましたが一応保安隊ができた場合に、海上保安庁の一部がその機構の中に包含されるというやうなことを言明しておられるのであります。そこで政務次官も、海上保安隊はあくまでも海上警察の立場において運営をして行くことを理想としておられるのであります。しかしこれも目下の情勢では好むと好まざるにかかわらず、どうやら海上保安隊といふか、予備隊と海上保安庁とを合せた治安の機構、あるいは保安の機構の中に一部を含められるように私は見通しをつけておられるのであります。そこで最近すでに海上保安庁の中に海上予備隊といふやうなものができたといふやうなことも承つておられるのであります。好むと好まざるにかかわらず、政務次官はどうかといふやうな点に対して、お答えを申し上げます。そういう情報をお知らせしてあげましたように、海上予備隊といふものがすでに発足しておるとさへ私も耳にしておるのであ

りますが、この点に関して御所見をお伺ひしたいのであります。

○佐々木(秀)政府委員 海上保安庁の中に警察予備隊的な組織があるかどうかといふことにつきましては、現在ないのであります。ただ先ほどから申し上げます通り、現在の海上保安庁の状況においては、海上警察の任務を達成することが十分ではありませんので、いろいろ装備の問題あるいはその他の問題について、海上保安庁の強化をはからなくちやならぬといふことに進んでおるのであります。そういうやうな状況におきまして、現在の海上保安庁ですらも海上警察の十分な任務の達成の出来ない今日、その中からある部分のものをさいて、保安省とか治安省とかの方に持つて行くといふやうなことになると思います。今日の海上保安庁の活動といふものが一層弱体化するといふ結果になりますので、その点につきましては、ただちに持つて行かれることが、もう既定の事実のごとく伝えられておると申されておりますが、われ／＼の知る範囲においては、まだそうしたことが確定してないといふことであります。従つて今日それにおけられるかどうかといふことにつきましては、お答えをするのにちよつと時間を要すると思ひます。

○玉置(信)委員 これは私は閣下委員とはちよつと見解を異にいたしておりますが、海上保安の面から考えまして、漁船の取締り等に対してのことは、あくまでも従来の警察的な行為でよろしいが、しかし国内的の大きないわゆる治安維持という面から考えてみますと、単なる警察といふやうなことでは真の治安が保たれないのではないかと

たとえば陸の面において暴動が起つたといふ場合には陸の予備隊が活動し、また海の上においては治安を乱すやうな暴力行為が起つた場合においては、海上保安隊といふやうなものが出て治安の維持に當るといふやうな、もつと高度な組織のもとにこれを切りかえて行かなければならぬのではないかと。そういう点から今の保安省とかいふものに統合されるというやうな機運が醸成されて来たのではないかと、私はかように考えるのであります。海上予備隊といふ問題については、いただいた御答弁によりまして、まだそこまで現実には参つておらないといふお話でござい

ましたが、実は私ラジオ放送も承りましたし、それから海上保安関係の人からもちよつと耳にしたこともあります。さらに今日予備隊は予備隊としてそうした治安上の補充計画を進めておるのに並行して、海上保安庁においても組織がえをすべく、指揮系統をかつての軍隊組織のやうに一元的にすべきであるとか、二元的にやつていいとか悪いとかいふやうな論議さえ重ねられて、すでにそうした計画が事務的には進んでおるといふことを私承つておるのであります。運輸省の外局であり、大臣の直接監督のもとにある保安庁が、そこまで進んでおるにもかかわらず、大臣、政務次官にこれらの実情の連絡がないといふことは、まことに私は不可解千萬に思ふのであります。この経過をもしお話できるものならばお話をいたしたい。お話ができないといふならば、私の聞いておるのは実はそれ／＼の機関において耳にいたしたことであるので、事実じやないか、かように解して

お聞きするのであります。

○佐々木(秀)政府委員 海上保安庁の強化をはからなくてはならぬといふことについては、ただいま国会において御審議をいただいております予算の中にも現れておるのであります。予算に現れておるやうな海上保安庁の整備拡充強化は、われ／＼といつたしましても十分知つておられますし、またその方向に進めておるのであります。しかしながらただいまお話のやうな一つの防衛的な行き方に対してどうかといふことになりましたら、現在われ／＼といつたしましてはその点に対しては、閣下委員の御意見が承りました。行政機構改革につきましては、いづれ委員会独自の立場で皆さんと御相談して、われ／＼が関与する立場から運輸省に協力を申し上げたいと思ひます。ただ、これ以上御質問いたしません。ただ行政機構改革に伴つて、一つお伺ひしておきたいことは、必然的に行政整理といふやうなことも生れて来るのではないかと申しますが、政府としては行政機構改革に伴う行政整理といふことも考へあわせて、何らかの手段に出るといふやうな考えがあらうかどうか。

次に委員長にお願いしたいことは、今回の運輸委員会に大橋國務大臣と海上保安庁長官の御出席を求めるように御手配をお願いしたい。

○佐々木(秀)政府委員 お答えいたします。行政機構の改革はございまして、それに伴う人員整理のことかとお聞きしたのであります。人員整理につきましては、前国会において通過いたしましたあの定員による人員整理は、現在行いつつあるのであります。それ

上今度の行政改革によつて、運輸省なら運輸省としてそれに加える人員整理の考えがあるかどうかということであり、現在のところまだ持つておりません。

○江崎(一)委員 この運輸省関係の行政改革案なるものは、先ほどの御意見をいり／＼聞いておりますと、これは運輸委員会の専門委員室の案であるともいわれ、またこれは運輸委員の一部の意見であるともいわれ、また読売新聞の意見であるともいわれ、あるいはまた政府の意見であるともいわれ、提案責任者が非常に不明確だと思ひます。こういう不明確な形で委員会に持つて来るといふことは、まことに許すべからざることだと思ひますが、その点はどうなんですか。その趣旨をはつきりしておいてもらひたい。

○黒澤委員長代理 ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○黒澤委員長代理 速記を始めて。

○坪内委員 この際政務次官にお尋ねいたしますが、そういうことで当委員会は今開かれたのです。従つて運輸省当局の考え方を聞きたいというものが、この行政改革案に関する意見というものが、読売新聞の掲載を中心としての資料が専門委員室から出たので、これに基いての質疑応答であつて、私は今日の委員会の審議の中心にはずれておると思ひます。従つて先ほどの佐々木政務次官のいり／＼な御答弁というもので、これに対しての御答弁であるので、その点はわかるのでありますけれども、われ／＼が昨日申し合せたことは、今委員長のお話になつた通り、

大体運輸省当局の原案を聞こうというのが目的であつた。そこで二つの点を佐々木政務次官にお尋ねしたのであります。この専門委員室から出てくる資料のような意見に対して、現在の運輸省の考え方は同感なのか、あるいはこれより以上に飛躍した考え方を持つておられるのかということが第一点、それから第二点は、運輸省の原案というものはいつごろ大体まとまるのかというところを、この際お尋ねしておきたい。

〔黒澤委員長代理退席、岡村委員長着席〕

○佐々木(秀)政府委員 先ほどからいろいろ委員の方々の御質問があつたのであります。われ／＼といひましたし、最後的な案というものをまだ持つておりませんし、委員各位の御意見に沿つて、それに対してお答え申し上げていたのであります。ただ今二つの御質問を得たのであります。たゞ今二つの事に出てくるあの行政改革に対して、運輸省がどう考えるかということであり、

○坪内委員 われ／＼の手元に配付された案というものが、いり／＼事情があつてちよつとミスがあるらしいのですけれども、この読売新聞掲載の案に対しての意見はどうかということ、それから運輸省当局のそういう行政機構改革に関する原案というものがいつごろできるかという二つをお尋ねしたい。

○佐々木(秀)政府委員 衆議院の運輸委員会専門員室から出してわれ／＼の手元に來ておりますこの案は、われわれとしてはな／＼理想的な案だと考へております。それから運輸省といひ

しましては、今後いつごろ最後の結論を得、原案ができるかということにつきましては、現在もうしばらくお待ちを願ひなければお答えできないのであります。

○坪内委員 それでは委員長にお尋ねいたしたいと思ひます。委員長は昨日ちよつと委員会におられなかつたので、その間の事情が十分連絡がとれていなかったのではないかとと思ひます。しかし大体のことは連絡があつたと思ひますが、今日は大体運輸省当局のそういう基本的な考え方を聞こうというので開会された。しかるにこいつた新聞記事みたいな資料を出して、何らつかみどころのないような議論を非常に貴重な時間を費してやつていくわけですが、その辺の連絡が非常に不十分だと私は思つてゐるのです。昨日われ／＼が申し合せた委員会におきましては、運輸省当局の案を聞こうというのが目的であつて、その辺の連絡が非常に不十分だと思ひますが、その点をはつきりしていただきたい。

○岡村委員長 その点につきまして、実は私は昨日休みましたので、その辺は詳細に知らないものであります。本日は稲田委員から機構改革に対する発議がありまして、それを入れたというところでございます。それにつきましてもいり／＼意見が出たと私も思つております。

○坪内委員 そうするとその資料は一体だれが出したのですか。

○岡村委員長 これは専門員室から出ているのであります。

○坪内委員 専門員室の人は、専門員室から出ていないと言ふ。

○稲田委員 最初にお話申し上げまし

たように、本日ことに大臣その他政府の当局の方にお集まり願ひまして御意見を聞きたい。なおその意見を聞くのに、この運輸専門員がつくつておられます資料を基礎にして、それによつて政府の御意向を開きたい、こういう注文をいたしたのであります。が、岡谷委員より、この案に盛り込まれてあるような事項をここに申し述べられまして、大体それに対する意向も政務次官等を通じて出たようであります。しいたしますので、今坪内さんから本日のこの委員会の質疑応答がポイントをはずれておるじやないか、議事の進行だといふのでお話をあつたのであります。が、ごもつともなことであります。

最初から私の出した案をはずれまして、いり／＼申されておるのです。が、大体大同小異な、この案に沿つた質疑応答でありますので、私もやむを得ぬと思つておるようなわけであり、坪内委員も満足でありまして、大體関係者がこの案に盛つてあるようなことをお尋ねになつて、政府の御意向もわかつたという意味合いにおいて、本日は御散会を願ひまして、あとで委員長並びに理事の方々が集まりになりまして、二十五日なら二十五日に木村法務総裁並びに野田建設大臣など、政府の原案を考へておられる方々においでを願ひまして、意見をただされまして、そして運輸委員会といたしましては、それによつて委員会の意向を決議とまで行かないでもよろしゅうござい

ますが、政府に注文すべきは注文し、ただすべきはただし、また自由党の総務会なり政務調査会なりにただすべきはただしまして、そしてこの行政機構

の改革にあたりまして、運輸省の所管といたしましての改革を万遺憾なきを期せられたらどうかと思ひます。一言申し述べて、委員長に参考に供します。

○岡村委員長 本日はこの程度で散会したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員長 御異議なしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五分散会

〔参照〕

ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年三月一日印刷

昭和二十七年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所